

防災安全 R1-86
2020年3月31日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部長

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

当社は、原子力損害の賠償に関する法律の改正を受け、原子力損害賠償実施方針（以下「実施方針」という。）を作成し2020年3月31日に公表しました。この実施方針では、防災基本計画に整合させ、賠償請求等のための被災者相談窓口の設置について定めているところです。

本公表に合わせ、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき作成しております「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）に規定する賠償請求等のための被災者相談窓口の設置時期に係る記載について、防災基本計画と整合させる読替を行いましたので、ご連絡いたします。

なお、施行日は2020年3月31日としております。

添付資料

- ・「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

2020年3月31日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」読替前後比較表

※ 注記：「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における読替箇所は，“下線”にて明示しています。

頁	現 行	読替後	備 考
I-40	<p>第5章 原子力災害事後対策 第1節 発電所の対策</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置</p> <p>発電所対策本部長及び本社対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備する。</p>	<p>第5章 原子力災害事後対策 第1節 発電所の対策</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置</p> <p>発電所対策本部長及び本社対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備する。</p>	<p>「防災基本計画」と整合に伴う変更</p>